別記第１号様式（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

（宛先）新発田市長

　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　申請者　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　　　　　　在学大学・学部

新発田市地方就職学生支援金（交通費・移転費）交付申請書

新発田市地方就職学生支援金（交通費・移転費）の交付を受けたいので、新発田市地方就職学生支援金交付要綱第４条の規定により関係書類を添えて、申請します。

１　就職活動（訪問・内定・就業）先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （訪問・内定・就業）先 | 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 会場住所 |  |
| 就職活動日 | 年　　月　　日 | |
| 内定日 | 年　　月　　日 | |
| 就業開始日 | 年　　月　　日（在学中の交通費申請の場合は予定を記入） | |

２　移動経路（交通費の申請をする人のみ記入してください）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の種類 | 出発地 | 到着地 | 利用区間 | 費用 |
| .　.　. |  |  |  | 往・復 |  |
| .　.　. |  |  |  | 往・復 |  |
| 合計額…（A） | | | | |  |

※交付要綱第３条第１項に規定する経費が含まれる場合、その分は差引いて記入する

こと。

３　移転内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 移転日 | 移住元（東京圏） | 移住先 | 費用 |
| 年　月　日 |  |  |  |

　※費用等の詳細について確認を行うため、領収書等を併せて提出してください。

　※移転費の申請は、卒業・修了年度に本支援金（交通費）の支給を受けた人が対象です。

４　移住前の住民票の所在について（移転費の申請をする人のみ、いずれか該当する欄に

○を付けてください）

|  |  |
| --- | --- |
| A　移住先（新発田市）に元からある（移動させていない） |  |
| B　他の地域から新たに移住してきた（移動させた） |  |

　※各状況に応じた「移住元の住所が確認できる書類」を提出してください。

５　口座情報

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 店名 |  | | | | | | |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  | | | | | | | | |
| 口座名義 |  | | | | | | | | |

６　各確認事項（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「新発田市地方就職学生支援金の交付申請に係る誓約事項」に記載の内容について |  | A.誓約する |  | B.誓約しない |
| 「地方就職学生支援学生事業に係る個人情報の取扱い」に記載の内容について |  | A.同意する |  | B.同意しない |
| 申請から５年以上継続して新発田市に居住する意思について |  | A.意思がある |  | B.意思がない |
| 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないことについて |  | A.該当する |  | B.該当しない |
| （交通費のみ）就職先の法人の代表者又は取締役など経営を担う者との関係について |  | A.３親等以内の親族に該当しない |  | B.３親等以内の親族に該当する |
| （交通費のみ）該当する経費について、新潟県が実施する「Ｕ・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況について |  | A.申請していない |  | B.申請している |
| （交通費のみ）卒業後、上記内定企業に就職し、新発田市に移住する意思について |  | A.意思がある |  | B.意思がない |

※各確認事項のBに〇が付いた場合は、支援金の対象外です。

（添付資料）

□　就業証明書（第２号様式）

□　学生証又は在学証明書もしくは卒業・修了証明書の写し

　□　交通費又は移転費もしくはその両方を支払ったことが分かる書類（領収書等）

　□　顔写真付きの本人確認書類の写し

　□　移住元の住所が分かる書類（住民票等）

　□　支援金の振込先が分かる書類

**新発田市地方就職学生支援金の交付申請に係る誓約事項**

１　地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び新発田市から調査を求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、新発田市地方就職支援金交付要綱第６条の規定に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

⑴　地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全

　額

⑵　（在学中に交通費を申請する場合）地方就職支援金の申請から1年以内に要件を

満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

⑶　（在学中に交通費を申請する場合）地方就職支援金の申請から1年以内に新発田

市に転入しなかった場合：全額（ただし、申請時に既に新発田市に住民票がある場合

を除く）

⑷　就業開始日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合：

全額（ただし、退職日から３カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。）

⑸　新発田市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日か

ら３年未満に新発田市から転出した場合：全額

⑹　新発田市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に新発田市から転出した場合：半額

**新発田市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い**

　新潟県及び新発田市は、地方就職学生支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、新潟県及び新発田市は、当該個人情報について、他の都道府県又は他の市町村において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、又は他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。